

2. 会則の制定

本学会最初の会則の制定は、家畜心電図研究会が発足してから3年目の1967年、第7回家畜心電図研究会の総会においてである。この頃の本学会は、自力で学会誌を出版することができなかったため、本会が出版した雑誌に会則を載せることができたのは、1970年の第3号になってからである。したがって、第7回研究会の総会において検討・決定された最初の会則は、当時、本会が機関誌を出版できていなかったため、ここに記しておきたい。

家畜心電図研究会々則

わが国の家畜心電図の研究と普及の発展を目的にして組織された研究会である。特別な資格などは考えない。心電図に興味を持ち、研究と利用とを考えている畜産、獣医学あるいはその他の科学者なら誰でも、個人の資格で正会員となり、研究会の活動に貢献することができる。研究発表会、普及講演会、文献集、雑誌発行などを計画できる。もともと同好者の集まりから出発した研究会であるから、会員の導入や事業の間口は広く開けてある。とくに心電図の応用的意義を考えて、開業獣医師の方々の入会を歓迎している。会長は互選だが、役員は会長の委嘱、また同時に会員構成の未来像を描いて、4名の開業獣医師が役員に加わっている。

この研究会の会則は次のようである。

家畜心電図研究会々則

(I) 総則

1. この研究会は、家畜心電図研究会と称する。
2. この研究会は、事務所を東京都文京区弥生1丁目1番1号、東京大学農学部畜産獣医学科内におく。
3. この研究会は、わが国における家畜心電図学の発展と、その普及をはかることを目的とする。
4. 前条の目的を達するために、つぎの事業を行う。
 - (1) 会員の研究発表会、学術講演会、技術講習会などの開催
 - (2) 文献集などの発行
 - (3) その他目的を達するために必要な事業

(II) 会員

5. この研究会の会員は、正会員および賛助会員とする。
6. 正会員は、この研究会の趣旨に賛同し、会費を納付する個人とする。
7. 賛助会員は、この研究会の目的事業を賛助し、賛助会費を納付するものとする。
8. 会員は、この研究会の主催する研究発表会において口演し、この研究会の発行する出版物などの優先的配布を受けことができる。

(Ⅲ) 役員および会議

9. この研究会には、つぎの役員をおく。

会長：1名

幹事：(在京幹事および地方幹事) 若干名

10. 会長は、正会員の互選により、総会において選出する。
12. 幹事は、会長が委嘱し、総会の承認をうけて決定される。
13. 幹事は、幹事会を組織して会長を補佐し、この研究会の運営に当る。会長に事故あるときは、幹事会がその職務を代行する。
14. 在京幹事は、互選により事務局を選出し、事務局は運営の実務を司る。
15. 役員の任期は2力年とし、再任を妨げない。
16. 通常総会は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に会長が招集する。
17. 臨時総会は、会長または幹事長が必要と認めたとき、何時でも招集できる。
18. 幹事会は、随時会長が招集する。

(Ⅳ) 会計

19. この研究会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに当てる。
20. この研究会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
21. 会長は、毎会計年度の収支決算を通常総会に報告し、承認を受けなければならない。

(Ⅴ) 付則

22. この会則は、昭和42年4月8日より施行する。
23. この会則の変更は、総会の議決による。

この会則は、少しずつ変更されて、日本獣医循環器学会と改称された2013年現在は次のようになっている。

日本獣医循環器学会々則

第1章 総則

第1条 (名称) この学会は、日本獣医循環器学会と称する。

第2条 (事務局) この学会は、当分の間、事務局を東京都武蔵野市境南町1-7-1 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科獣医内科学教室におく。

第2章 目的および事業

第3条 (目的) この学会は、我が国における動物の循環器学に関する学術の発展と推進に寄与することを目的とする。

第4条 (事業) 前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の研究発表会、学術講演会、技術講習会などの開催
- (2) 機関誌、その他の出版物の発行
- (3) その他目的を達するために必要な事業

第3章 会員

第5条（会員）この学会の会員は、正会員、賛助会員および名誉会員とする。

- (1) 正会員は本会の主旨に賛同し、年会費を納入した個人
- (2) 賛助会員は本会の目的及び事業に賛同し賛助会費を納入した団体または個人
- (3) 名誉会員は特に功績のあったもの
- (4) 会員は、この学会の主催する発表会において講演し、この学会の発行する出版物などの配布を優先的に受けとることができる。

第6条（入会）この学会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に年会費を添えて申し込むものとする。

第7条（資格の喪失）会員は次の理由によって資格を喪失する。

- (1) 自主的な退会
- (2) 2年以上、年会費を滞納の場合
- (3) 本会の名誉を著しく損なう行為があった場合

第8条（会費）正会員ならびに賛助会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。既納の会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。名誉会員から会費を徴さない。

第4章 役員および会議

第9条（役員）この学会には、次の役員をおく。

- 会 長 1名
- 副会長 2名
- 監 事 2名
- 理 事 20名以上25名以内

第10条（役員を選任）

- (1) 理事は評議員の中から選任し、総会の承認を受ける。
- (2) 会長、副会長は理事の互選による。監事は評議員の中から選任し、いずれも総会において承認を受ける。
- (3) 会長は総会の承認を受けて評議員の中から若干名の理事を指名することができる。

第11条（役員職務）

- (1) 会長は、この学会を代表し、会務を総括する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- (2) 理事は理事会を組織して会長を補佐し、この学会の運営に当たる。
- (3) 事務局は理事会で協議し決定し、学会運営の実務を司る。

第12条（役員任期）

- (1) 本会の役員任期は3年とし、再任を妨げない。
- (2) 中途補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 評議員および名誉会員

第13条 (評議員)

- (1) 評議員は正会員の中から別に定めるところにより選出し、総会の議を経て承認を受ける。
- (2) 評議員は評議員会を組織し、理事会の諮問事項を審議する。
- (3) 評議員の任期は2年とし再任を妨げない。

第14条 (名誉会員) 学会活動に功績のあった会員を名誉会員とすることができる。名誉会員は理事会が推薦し、総会において承認を受ける。

第6章 会議および委員会

第15条 (会議) この学会には次の会議を設く。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 総会

第16条 (理事会)

- (1) 定例理事会は年2回とし、その他は会長が必要と認めたとき、または、理事総数の2分の1以上の要請がある場合に召集する。
- (2) 理事会の議長は会長とする。
- (3) 理事会は定員の3分の2 (委任状を含む) 以上の出席で開催され、出席者の2分の1以上の賛成をもって議決する。
- (4) 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第17条 (評議員会)

- (1) 定例評議員会を毎年1回以上定期総会の前に行う。
- (2) 評議員会は出席者の2分の1以上の賛成をもって議決する。
- (3) 評議員の3分の2から要請があった場合、会長は臨時評議員会を開催しなければならない。

第18条 (総会)

- (1) 通常総会は、現在会員数の10分の1以上の出席 (委任状を含む) をもって成立するものとする。
- (2) 通常総会は、毎会計年度終了後2カ月以内に会長が召集する。
- (3) 臨時総会は、会長または理事会が必要と認めたとき、何時でも召集できる。
- (4) 総会は出席者の2分の1以上の賛成をもって議決する。
- (5) 総会では当該年度の事業報告、収支決算ならびに次年度の事業計画および予算案、その他理事会が必要と認めた事項について承認を受けなければならない。

第19条 (委員会)

- (1) 本会には事業の円滑な運営のため、委員会を置くことができる。
- (2) 委員会の設置および解散は、理事会の議決による。
- (3) 委員長は会長が委嘱する。

第20条（資産）この学会の資産は次のとおりとする。

- (1) 別に定める会費および賛助会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第21条（資産の管理）本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

第22条（会計）

- (1) この学会の経費は、会費その他の収入をもってこれに当てる。
- (2) この学会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規則の変更および解散

第23条（規則の変更）本会の規則は、理事会および評議員会の議決を経たのち、総会の承認を受けて変更することができる。

第24条（解散）本会の解散は総会で決するものとし、出席者（委任状を含む）の4分の3以上の同意を得なければならない。

付 則

- 1) この会則は平成3年5月19日より施行する。ただし、施行に伴う暫定期間中は、在京幹事を理事に、地方幹事を評議員とよみかえ、本規則を準用するものとする。（平成3年5月19日）
- 2) この会則は平成4年4月14日に改正し、平成4年4月1日より施行する。
- 3) この会則は平成6年5月15日に改正し、平成6年4月1日より施行する。
- 4) この会則は平成10年5月24日に改正し、平成10年4月1日より施行する。

運営規則

(1) 会費について

会費は年額一般会員は10,000円、学生会費は3,000円とし、4月1日より翌年3月31日までの費用に充当する。催事にかかわる費用は別に徴収する。

(2) 評議員の推薦について

評議員は全国ブロック（北海道、東北、関東、東京、神奈川、中部、近畿、四国・中国、九州・沖縄）より、それぞれの会員数に応じて（会員10名に対して1名〈四捨五入〉）推薦された者、大学および研究機関を代表する者ならびに会長指名の評議員を加えた数を定数とする。

(3) 理事の選出について

理事は全国9ブロックおよび各獣医系大学から推薦された評議員の互選により選出する。

(4) 旅費について会を代表して出張する者に対し、旅費及び宿泊費として実費を給することができる。ただし、国内に限る。

2013年現在、次の6種の委員会が置かれている。

委員会名	概要
学術企画委員会	年2回開催される定例大会に関し、主催者からの要請を受けその企画・運営を補助する
認定委員会	動物循環器認定医制度にかかる認定医講習会および認定試験の実施
編集委員会	機関誌の編集
倫理委員会	倫理上の問題点が生じた際における学会としての対処法に関して検討を行う
広報委員会	種々の媒体を通して学会の活動を広く社会に普及し、学会運営を円滑に行えるように努力する
日本獣医循環器学会50周年 (100回) 記念事業企画委員会	

各委員会のメンバーは次のようである。

学術企画委員会

- 委員長 竹村直行 氏
- 委員 今村伸一郎 氏
- 委員 上地正実 氏
- 委員 桑原正貴 氏
- 委員 藤井洋子 氏

認定委員会

- 委員長 町田 登 氏
- 副院長 福島隆治 氏
- 委員 青木卓磨 氏
- 委員 木下 現 氏
- 委員 田中 綾 氏
- 委員 松本浩毅 氏

編集委員会

- 委員長 上地正美 氏
- 委員 藤井洋子 氏
- 委員 堀 泰智 氏

倫理委員会

- 委員長 桑原正貴 氏
- 委員 小暮一雄 氏
- 委員 若尾義人 氏

広報委員会

- 委員長 松本浩毅 氏
- 委員 粟津孝子 氏
- 委員 堅木道夫 氏
- 委員 栗田 徹 氏
- 委員 作佐部有人 氏
- 委員 末松正弘 氏

日本獣医循環器学会50周年（100回）記念事業企画委員会

- 委員長 小山秀一 氏
- 委員 上地正実 氏
- 委員 桑原正貴 氏
- 委員 小暮一雄 氏
- 委員 局 博一 氏
- 委員 廣瀬 昶 氏
- 委員 藤井洋子 氏
- 委員 町田 登 氏
- 委員 若尾義人 氏

会則内容がかなり変わった点として、会の名称が「家畜心電図研究会」から、現在の「日本獣医循環器学会」になると共に、会の目的も「家畜心電図学の発展と、その普及を…」から「動物の循環器学に関する学術の発展と推進に…」に変わっている。会の組織が充実したことを受けて、事業の中も「文献集などの発行」から「機関誌、その他の出版物の発行」に変わり、また「研究会の会員は、正会員および賛助会員とする」から「学会の会員は、正会員、賛助会員および名誉会員とする」と変わっている。役員が「幹事長および幹事」から「副会長および理事並びに評議員」などと変わっている。

事業計画の立案や総会で承認された事業を実行するために選出されている、平成26年度の役員および会長は次の通りである。

会長：小山秀一（日本獣医生命科学大学）、副会長：町田 登（東京農工大学）、桑原正貴（東京大学）、理事：浅野和之（日本大学）、粟津孝子（あわづ動物病院、大阪府松原市）、安東賢太郎（東邦大学）、上地正実（日本大学）、大草 潔（大草動物病院、宮城県仙台市）、勝田新一郎（福島県立医科大学）、兼島 孝（みずほ台動物病院、埼玉県富士見市）、金本

勇（茶屋ヶ坂動物病院，愛知県名古屋市），木下 現（メリアルジャパン株式会社），桑原正貴（東京大学），小暮一雄（所沢愛犬病院，埼玉県所沢市），小山秀一（日本獣医生命科学大学），沢田 保（北の森どうぶつ病院，北海道札幌市），竹村直行（日本獣医生命科学大学），田中 綾（東京農工大学），原田拓真（ファイザー株式会社），平川 篤（ペットクリニックハレルヤ粕屋病院，福岡県粕屋郡），廣瀬 昶（日本獣医生命科学大学），福島隆治（東京農工大学），藤井洋子（麻布大学），町田 登（東京農工大学），松本浩毅（日本獣医生命科学大学），村山大介（村山動物病院，神奈川県川崎市），安福孝之（フィル動物病院，神奈川県横浜市），若尾義人（ヤマザキ学園大学），監事：澤 邦彦（澤動物病院，神奈川県座間市），武藤 眞（ヤマザキ学園大学）（役員の方々における敬称を省略させて頂きました。なお，この役員名は2014年度日本獣医循環器学会ホームページより転載させて頂きました。）